８長与裁決第１号
令和８年６月２日

裁　決　書

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊
審査請求人　　＊　＊　＊　＊

実施機関　　長　与　町　長

審査請求人　＊＊＊＊　（以下「審査請求人」という。）が、令和７年５月２２日付けで提起した、長与町長（以下「実施機関」という。）による公文書の一部開示決定処分（令和７年２月２５日付け６長与健第３６７５号。以下「本件処分」という。）に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主　　文

本件審査請求を棄却する。

事案の概要

１　令和７年２月７日付け、審査請求人は、実施機関に対し、公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）をした。
２　令和７年２月１０日、実施機関は、本件開示請求を受理し、処分決定期間の満了日を同月２５日と定めた。
３　令和７年２月２５日、実施機関は、本件処分を決定し、同日、公文書開示決定通知書（令和７年２月２５日付け６長与健第３６７５号。以下「本件処分通知」という。）により、審査請求人に対し通知した。
４　令和７年５月２２日付け、審査請求人は、審査庁に対し、審査請求書を送付した。
５　令和７年５月２３日、審査庁は、本件審査請求を受理した。

６　令和７年６月３０日、実施機関は、弁明書（令和７年６月３０日付け７長与健第７０４号）を作成した。

７　令和７年７月８日、審査庁は、「弁明書の送付及び反論書等の提出等について」（令和７年７月８日付け事務連絡）により、審査請求人に対し、弁明書の送付及び反論書の提出依頼等をし、反論書の提出期限を令和７年８月１５日と定めた。

８　令和７年８月１５日付け、審査請求人は、審査庁に対し、反論書を送付した。

９　同日、審査庁は、前記反論書を受理した。

10　令和７年１０月３日、審査庁は、本件審査請求に対する裁決について、長与町情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問し、同月３日、審査請求人に対し、当該諮問を行った旨通知した。

11　令和８年３月２日、実施機関は、定期の予防接種に関する記録に係る公文書の追加の開示を決定し、同日、「公文書の追加の開示決定について」（令和８年３月２日付け７長与健第１６２４号）により、審査請求人に対し通知及び対象文書を送付した。

12　令和８年４月３日、実施機関は、審査会からの求めに応じ、本件処分等において「抽出日時点の年齢」の記録項目が特定されなかった理由について、「補充の理由説明書」（令和８年４月３日付け８長与健第３７号）を提出した。

13　令和８年４月２７日、審査庁は、「審理手続の終結等について」（令和８年４月２７日付け８長与総第１４２号）により、審査請求人に対し、審理手続の終結の旨を通知した。

14　令和８年６月１日、審査庁は、審査会から本件審査請求に係る諮問に対する答申書（令和８年６月１日付け令和８年度答申第１号）の提出を受けた。

審理関係人の主張の要旨

１　審査請求人の主張

審査請求人の主張は、次の点を主張し、本件処分は違法又は不当であるとして、その取消しを求め、本件非開示箇所のうち、本件開示請求により開示を求めたとおり（令和６年４月１日以後の新型コロナワクチン定期接種に係る情報並びに当該情報及び本件処分に係る記録中の宛名番号を含む。）、開示を決定することを求めるものである。

⑴　対象文書の特定について

ア　定期の予防接種に関する記録について

実施機関が本件処分において開示した「新型コロナウイルスワクチン臨時接種記録台帳」（以下「本件開示文書」という。）には、接種日が令和３年２月２２日から令和６年３月３０日までのものが記録されていた。しかし、本件開示請求は、新型コロナワクチンの接種が開始された月から本件審査請求の日（令和７年２月７日）までの情報の開示を内容とするものであり、令和６年４月以後の情報に関する記録（以下「定期の予防接種に関する記録」という。）が特定されておらず、かかる記録を非開示とした理由も示されていない。

市町村長は、予防接種法施行規則により、定期の予防接種の記録と保存が義務付けられており、定期の予防接種に関する記録が調製されていると考えられるから、これが非開示情報に該当しない限り、開示されなければならない。

イ　未接種者に関する記録について

実施機関は、本件処分において、新型コロナワクチン臨時接種を１回も実施していない者に係る記録（以下「未接種者に関する記録」という。）を保有していないことを理由として、これを非開示とした旨主張するが、未接種者においては、本件開示請求の内容中新型コロナワクチンを接種したことに係る記録は、当然に存在しない。一方で、本件開示請求の内容中生年月日、性別、死亡している場合の死亡日、転出している場合の転出日、転入している場合の転入日及び宛名番号を記録した公文書は、作成されているものと考えられる。その理由としては、新型コロナワクチンを接種しなかった者であっても、第１回目及び第２回目の接種券は発送されているはずであり、新型コロナワクチン臨時特例接種においては、接種対象者を年齢や職種等で区分し、当該区分ごとに一定期間を定めて接種が行われ、また、他都市での接種の有無も考慮する必要があったことから、実施機関において、住民異動などを含む情報を公文書として作成したと考えられるからである。

また、当該各情報は、接種券の発送に係る情報と住民基本台帳の情報とを個人宛名番号で紐付けて知り得るものであると推定されるから、いずれにせよ実施機関は、未接種者に関する記録を保有していることになり、本件開示請求で求める部分を開示しなければならない。

⑵　本件非開示箇所に係る条例７条２号本文該当性等について

ア　宛名番号

当該箇所は、本件処分通知において条例７条２号本文に該当するという理由で非開示の決定がなされたが、当該理由の提示は、個人の権利利益を害するおそれとなる部分を除き、条例７条２号本文の引用というべき内容であり、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の

個人を識別することができることとなるものを含む。）となる具体的な理由の提示がない。

また、実施機関は、「氏名と併せて記述されていること」を主張するが、当該情報と氏名に関する情報とは容易に区分することが可能であり、非開示決定の理由とはならない。

さらに、特定の個人の権利利益を害するおそれの有無等に関し、実施機関は、当該箇所が特定個人識別可能性を有するから個人の権利利益の侵害につながる旨主張するところ、条例７条２号は「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、明らかに個人の権利利益を害するおそれがあるもの」と規定されており、当該主張は、条例の適用に当たっての論理としては、成り立たない。

イ　生年月日

理由の提示について、アに同じ。

なお、長与町の令和７年６月末における人口は、３万９，２４４人であり、人口規模から見て、生年月日単独では、特定の個人を識別することは不可能である。

また、条例８条２項には、「氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等」と規定されているが、当該規定中生年月日は例示列挙されており、制限列挙されているものではないから、当該規定をもって、生年月日が直ちに特定個人識別性を有すると解釈することはできない。このほか、実施機関が主張する生年月日の特定個人識別可能性に関する主張は、いずれも抽象的なものに留まるものである。

さらに、特定の個人の権利利益を害するおそれの有無等に関し、アに同じ。

ウ　住民となった日

理由の提示について、アに同じ。

当該箇所が出生日である場合、特定個人識別可能性について、イに同じ。

当該箇所が転入日である場合、一般人が転入日から特定の個人を識別することは困難であり、仮に職場や地域といった限られたコミュニティに属する者であれば、特定の個人を識別することが可能な場合も想定できなくはないが、近親者でなければ他者の転入日をいちいち記憶に留める可能性は低く、なお抽象的な懸念に留まる。

特定の個人の権利利益を害するおそれの有無等に関し、アに同じ。

エ　住民でなくなった日

理由の提示について、アに同じ。

当該箇所が死亡日である場合、実施機関は、「本件公文書以外の住民でなくなった日が記録されている他の公文書、新聞の訃報欄その他の公知の情報等と照合」することにより特定個人識別可能性を有することとなる旨主張するが、当該他の公文書の具体的な内容が示されておらず、また、仮に公知の公文書でなく実施機関の内部で保管されているものだとすれば、特定個人識別可能性についての問題は生じない。新聞の訃報欄との照合可能性にあっては、新聞の訃報記事は、遺族等の承諾に基づき掲載されるものであるところ、死亡者全員について掲載されるものではないから、特定個人識別可能性に対する懸念は、抽象的なものに留まる。

当該箇所が転出日である場合、一般人が転出日から特定の個人を識別することは困難であり、仮に職場や地域といった限られたコミュニティに属する者であれば、特定の個人を識別することが可能な場合も想定できなくはないが、近親者でなければ他者の転入日をいちいち記憶に留める可能性は低く、なお抽象的な懸念に留まる。

また、特定の個人の権利利益を害するおそれの有無等に関し、アに同じ。

オ　異動事由について

異動事由（住民となった日及び住民でなくなった日について、これらの異動の原因となった事実をいう。以下同じ。）につき、新型コロナワクチンの予防接種又は接種券発送に関する記録と住民基本台帳とを宛名番号で紐付けて得られる情報であるから、本件開示請求に係る対象文書として特定した上で開示すべきである。

⑶　公益上の義務的開示について

本件開示請求は、実施機関に対し、新型コロナワクチン接種と死亡との相関関係の調査に必要な生データの開示を求めたものである。死因にかかわらず、生データを収集し、死亡の状況について解析し、その結果として接種者と非接種者との間に有意の差が認められたときは、ワクチン接種と死亡との相関関係が推認されるのであるし、その反対もあり得る。ワクチン接種が任意である以上、その安全性に関する情報は、接種・非接種を決定する者に伝えられる必要がある。新型コロナワクチン接種後の副反応によるものと思われる健康被害が生じた者や、死亡者が生じている現状において、個人情報保護に際しての抽象的な懸念とを比較すれば、生命・身体・健康の保護こそ遥かに重大な問題である。

本件開示請求によって得られた情報が、予防接種を受けたことによる死亡を前提としたものではないとしても、予防接種と死亡との間における相関関係は、ワクチン接種を検討する者に対し、接種を受けるか否かの判断材料の一つとなり得ることから、公益性が認められるといえる。

厚生労働省が公表している「疾病・障害認定審査会（感染症・予防接種審査分科会新型コロナウイルス感染症予防接種健康被害審査第二部会）審議結果」によれば、新型コロナワクチン予防接種に伴う健康被害救済状況は、令和７年３月２４日時点で、進達受理件数が１３，１９５件、認定件数が９，０３１件であり、このうち死亡一時金又は葬祭料に関する進達受理件数が１，６９９件、認定件数が９９８件となっている。この事実からしても、接種による健康被害が疑われる状況にある。更に踏み込んで、開示された情報を解析して得られると考えられる予防接種と死亡との間の相関関係についての情報は、ワクチン接種を検討する者にとって一つの重要な判断材料となり得ることが考えられる。

得られた解析結果（ワクチン接種と死亡との相関関係）を公開することや、国・地方公共団体に対し、陳情等によりワクチン接種と死亡との因果関係の調査・公表を求めることにより、国民の生命・身体・健康の保護に繋がることが考えられる。

よって、本件開示請求により求めた接種情報と死亡の情報は、条例７条２号ただし書イに該当するといえる。

２　実施機関の主張

実施機関は、弁明書において、本件処分は次のような認識と判断によるものであって、審査請求人の主張には理由がないことから、本件処分には違法又は不当な点はない旨を主張している。

⑴　対象文書の特定について

ア　定期の予防接種に関する記録について

実施機関は、本件開示請求に係る対象文書の特定に関し、その管理する電算システム（以下「健康管理システム」という。）内のシステムデータを特定した。

健康管理システム内には、新型コロナワクチンの特例臨時接種に関する記録が保存される一方で、予防接種法施行令の一部を改正する政令（令和６年政令第１１６号）の施行により、定期の予防接種を行うＢ類疾病として新型コロナウイルス感染症が定められた後の、いわゆる新型コロナウイルスワクチンの定期接種移行後（令和６年４月１日以後）の記録は保存されておらず、かかる情報は紙媒体により管理していたことから、ＣＳＶファイルでの開示を求める本件開示請求において、定期接種に係る記録を特定しなかった。

予防接種法（昭和２３年法律第６８号）９条の３及び予防接種法施行規則（昭和２３年厚生省令第３６号）３条は、定期の予防接種に関する記録の作成及び保存を義務付けており、「定期接種実施要領」（平成２５年３月３０日付け健発

０３３０第２号厚生労働省健康局長通知別添）第１－１においては、定期の予防接種に関する記録について、「予防接種台帳を、未接種者の把握や市町村間での情報連携等に有効活用するため、電子的な管理を行うことが望ましい」旨の技術的助言がなされ、同要領様式第一においてそのひな形が示されており、かかる形式により定期の予防接種に関する記録が調製・保存されているはずであるとする審査請求人の主張には理由があることを認める。

条例５条は、「実施機関の保有する公文書」を開示請求の対象として規定することから、開示請求時点において保有していない公文書はその対象とならないものの、定期の予防接種に関する記録は、予防接種法の目的に照らし、定期接種実施要領を尊重し、電子的な管理を行うことが適当と認められることから、本件審査請求を契機とし、電子媒体により予防接種台帳を作成し、当該作成した定期接種に係る記録を改めて特定した上で、本件処分に追加して開示決定等を行う旨判断する。

イ　未接種者に関する記録について

本件処分は、健康管理システムにおける新型コロナワクチンの特例臨時接種に関する記録に係る機能メニューから、参照範囲として適当と認められるシステムデータを抽出して特定することにより行った。

本件開示請求において、審査請求人は、その請求内容を「いわゆる新型コロナウイルス予防接種ワクチン接種が開始された日から本開示請求の日までの間における全住民の以下の情報全て。（未接種者も含む）／①生年月日（開示不可なら抽出日時点の年齢）、②性別、③死亡している場合は死亡日、④転出している場合は転出日、⑤転入している場合の転入日、⑥当該ワクチン接種日とそれぞれのロット番号、接種ワクチンのメーカー、何回目の接種か」としたが、未接種者にあっては⑥に係る情報が存在しないから、①ないし⑥に係る情報が記録された公文書は、存在しない。

審査請求人は、新型コロナワクチン特例臨時接種における接種券の送付に係る記録が作成され、かつ、当該記録には住民異動に関する情報も含めて記録されているはずであり、上記①ないし⑤に係る情報については、「接種券発送に係る情報と住民基本台帳の情報とを個人宛名番号で紐付けて、知りうる」と主張する。この点、接種券の送付に係る記録は作成されているものの、当該送付に係る記録中の宛名番号等と住民基本台帳の情報とを照合することにより、住民基本台帳の情報の一部を当該送付に係る記録に付加することは、開示請求時点において保有していなかった公文書を新たに作成した上で特定することを意味する。条例５条が「実施機関の保有する公文書」を開示請求の対象として画することから、個別の開示請求に面してから上記のような公文書の作成を行

い、その上で当該作成した公文書を特定することまで求めるものではないと思料する。

なお、開示請求の内容からすると、未接種者に係る上記①ないし⑤を記録する公文書は、住民基本台帳にほかならないが、仮に住民基本台帳を本件開示請求に係る対象文書として特定したとしても、住民基本台帳に記録される事項は個人情報そのものであり、条例７条２号本文に該当するから、全体として非開示の決定を行うことが想定される。

⑵　本件非開示箇所に係る条例７条２号本文該当性等について

ア　宛名番号

宛名番号は、基幹系システムに登録される個人に対し付番される番号であることから、被接種者に係る個人に関する情報に当たり、これが氏名と併せて記述されていることから、長与町情報公開条例に基づく処分に係る審査基準（以下「審査基準」という。）第３－２－⑴－イにより、特定の個人を識別することができる情報に該当すると判断した。

部分開示について、宛名番号は、基幹系システムのみならず、その連携する業務系システムにおいても幅広く利用されており、更には悉皆性及び唯一無二性の性質を有するものであるので、健康管理システムその他の電算システムにおいて管理されるだけでなく、種々の帳票、事務処理上の抽出データ等にも出力することで利用されている。そのため、宛名番号を公にすることとなると、本件対象文書以外の公文書中に表示された宛名番号についても、当該公文書中の特定の個人を識別することができる記述等を除いた上で開示の対象となることが想定され、こうした悉皆性及び唯一無二性を有する宛名番号が表示された複数の公文書が開示され、それらの各公文書の記述等が照合されることにより、特定の個人を識別することができることとなり、個人の権利利益が害されるおそれが認められる。

イ　生年月日

生年月日は、被接種者に係る個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに当たり、条例７条２号本文に該当すると判断した。また、審査基準第３－２－⑴－イから、生年月日が特定の個人を識別することができる記述である旨判断した。

なお、本町の住民であることを前提とした生年月日の情報は、それ単独で特定の個人を識別することができる情報に当たる場合があり、また、生年月日のみでは特定の個人を識別できなかったとしても、一の生年月日をもって抽出される個人の数は僅少であり、特定の個人が識別される蓋然性の高い情報であると認められる。

加えて、生年月日は、処分庁その他実施機関のみならず、日常生活の種々の手続において、多様な個人データの保有主体に提供されるものであり、かつ、他の個人に関する情報と比較し、本人到達性の高い情報であると考えられる。そのため、生年月日が公にされることとなると、そのことをもって特定の個人が識別される場合があり、又は他の情報と照合されることにより特定の個人を識別することができることとなる具体の懸念が想定され、個人の権利利益が害されるおそれが認められる。

ウ　住民となった日

住民となった日は、被接種者の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに当たり、条例７条２号本文に該当すると判断した。

なお、住民となった日には、出生、転入、国籍取得、職権記載その他の本町の住民登録に係る事由の発生日が記録されている。かかる事由の発生日を公にすることとなった場合、本件対象公文書以外の住民となった日が記録されている他の公文書、新聞の出生欄その他の公知の情報等と照合されることにより、特定の個人を識別することができることとなり、個人の権利利益が害されるおそれがあると認められる。

エ　住民でなくなった日

住民でなくなった日は、被接種者の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに当たり、条例７条２号本文に該当すると判断した。

なお、住民でなくなった日には、死亡、転出、国籍喪失、職権記載その他の本町の住民登録に係る事由の発生日が記録されている。かかる事由の発生日を公にすることとなった場合、本件対象公文書以外の住民となった日が記録されている他の公文書、新聞の訃報欄その他の公知の情報等と照合されることにより、特定の個人を識別することができることとなり、個人の権利利益が害されるおそれがあると認められる。

オ　公益上の義務的開示について

公益上の義務的開示について、審査基準第３－２－⑶は、「個人に関する情報を公にすることにより害されるおそれがある当該個人の権利利益よりも、当該情報を公にすることにより人の生命、健康、生活又は財産を保護する必要性が上回ると認められる場合」等に該当するものであり、「この比較衡量に当たっては、個人の権利利益には様々なものがあり、また、人の生命、健康、生活又は財産の保護についても、保護すべき権利利益の程度に差があることから、個別の事案に応じた慎重な検討を行う」べきであるとする。

この点、本件対象文書は、審査請求人が「予防接種を受けたことによる死亡を前提にしたものではない」と主張するとおり、新型コロナウイルスワクチン予防接種と死亡との関連性について記録する側面はなく、「予防接種と死亡との間における相関関係」の有無等に関する記録でないことは明白であり、当該相関関係を前提とした帰結として公益性が認められるとする審査請求人の主張は当たらない。また、仮に、この部分における審査請求人の主張について、本件対象文書が当該相関関係の有無等について記録する文書でなかったとしても、本件処分に係る非開示部分が公にされることにより、これを閲覧した者の見解の下で当該相関関係の有無等を推量することとなり、当該推量を頼りとして新型コロナワクチン予防接種を受けるか否かの判断材料を得ることとなること自体に公益性が認められるとする趣旨であると解したとしても、当該推量に基づく判断材料を得られるとすることの利益が、本件処分で非開示としたことにより保護される個人の権利利益より勝るとは認められない。

理　　由

実施機関は、本件審査請求に対し、長与町情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の答申に基づき審査を行った結果、主文のとおり裁決する。裁決の理由は、審査会の判断と同様であるので、当該答申の写しをここに添付する。

長与町長　　吉　田　愼　一

（教示欄）

1　この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、長与町を被告として（訴訟において長与町を代表する者は長与町長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、長与町を被告として（訴訟において長与町を代表する者は長与町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

２　ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

〔答申書添付　略〕